※ 登録番号	第981号 (令	和5年1月30日)
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな) 3.商 号 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ しんとうき株式会社 新東京信菱	ようしんりょう
(ふりがな)4.氏 名(法人である場合は代表者氏名)	もくたに みつひろ 杢 谷 光 弘	
5.資 本 金 額	5,000万円	
6.役 員		
(ふりがな) 氏 名	役職名	常勤・非常勤の別
もくたに みつひろ 杢 谷 光 弘	代表取締役	常勤 非常勤
にった のりお 新 田 徳 男	専務取締役	常勤 非常勤
はやた まさのり 早 田 仁 憲	監査役	常勤 非常勤

7. 第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふ り が な) 氏 名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
くわはら ひろし 桑 原 弘 司 投資判断を行う者 助言業務を行う者	投資顧問責任者	
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所 在 地
本 社	平成14年7月11日	〒164-0003 東京都中野区東中野一丁目59番6号 TEL03-3366-3561 FAX03-3366-4355
計 1 店		

9.業務の方法

- 1. 投資助言業務の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域 対象とする不動産の種類、規模、所在する地域は顧客の要望による。
- 2. 助言の方法 単発的な取引に係る助言及び、一定期間継続的な資産運用に係る助言を行 う。
- 3. 報酬体系

不動産投資総額の1~3%とする。

但し、詳細は契約書に明記の上顧客との合意を得た場合は、上記料率と異なる報酬・報酬額を適用する。

4. 報酬の支払時期

基本的に業務完了時を、報酬の受領時期とする。

但し、業務内容により契約毎に決定するものとする。

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長 (金商)第1319号	平成19年9月30日
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (4)第83659号	令和元年10月8日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

- 1. 不動産代理業・仲介業
- 2. 貸事務所業
- 3. 貸家業
- 4. 建物壳買業
- 5. 土地売買業
- 6. その他の補助的金融業、金融附帯業
- 7. 損害保険代理業

12.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住所
もくたに みつひろ 杢 谷 光 弘	435株	95. 0%	東京都

13.役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
もくたに みつひろ 杢 谷 光 弘	株式会社アマダス 代表取締役 不動産代理業・仲介業
	合同会社空き家 業務執行社員 不動産代理業・仲介業
にった のりお 新 田 徳 男	株式会社アマダス 取締役 不動産代理業・仲介業
	合同会社空き家 代表社員 不動産代理業・仲介業
はやた まさのり 早 田 仁 憲	早田仁憲税理士事務所 所長 税理士事務所